## 人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

内閣官房内閣人事局の所管する法令等に基づく手続について

標記の件につきまして、内閣官房内閣人事局から通知が発出されましたので、別添のとおり情報提供します。

### (参考資料)

- 内閣官房内閣人事局通知
- ·官報(内閣官房令第6号)
- ·官報(内閣官房令第8号)
- 早期退職希望者の募集に係る応募申請書
- 各種様式一式
- 内閣官房行政改革本部事務局事務連絡

※国家公務員退職手当法第 10 条の規定に基づく、失業者の退職手当関係の手続については、現在検討中のため当分の間見直しの適用なし。

以上

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、 人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。 各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

内閣官房内閣人事局の所管する法令等に基づく手続について

内閣官房内閣人事局の所管する法律・政令・内閣官房令(以下「法令」といいます。) に基づき、書面等の作成や押印を求める手続については、今後、下記のとおりとしま すので、よろしくお取り計らい願います。

法令ではなく、人事管理運営協議会決定、内閣人事局長決定、人事政策統括官通知 その他これらに類する決定や通知を根拠とする手続や、慣例に基づいて行われてきた 手続についても、同様とします。

なお、現在当局で検討中の国家公務員退職手当法第10条の規定に基づく「失業者の 退職手当」に係る手続については、内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令(令和2年内 閣官房令第8号)第5条及び第9条の規定により、当分の間、下記を適用せず、従来 どおりとします。

記

行政機関等から当局に対し送付又は提出される書面等(別紙参照)は、今後は電磁的記録による作成及び行政機関等から付与された電子メールアドレスを使用しての電子メールでの送付又は提出を原則とします(押印は不要です。)。

なお、当局から行政機関等に対し送付又は提出する書面等についても同様とします。

※ 以上の「行政機関等」「書面等」の定義は、いわゆる「デジタル手続法」の定義に基づきます。

以上

別紙 法令に基づき行政機関等から内閣人事局に対し送付又は提出される書面等

- ・職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第26条第1項、第2項、第3項及び第6項、職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第6条第2項、第3項及び第4項に基づく在職中の再就職の約束の届出
- ・職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第29条第1項及び第2項、職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第8条第2項及び第3項に基づく離職後の事前の再就職の届出
- ・行政執法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第13条第1項、 第2項、第3項及び第6項、行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第84号)第6条第2項、第3項及び第4項に基づく在職中の再就職の約束の届出
- ・行政執法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第15条第1項 及び第2項、行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府 令第84号)第7条第2項及び第3項に基づく離職後の事前の再就職の届出
- ・国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号)第4条に基づく募集及び認定実施報告書
- ・幹部職員の任用等に関する政令(平成26年政令第191号)第8条第1項に基づく幹 部職への採用等の協議(幹部職員の任免について(協議))
- ・幹部職員の任用等に関する政令(平成26年政令第191号)第8条第2項に基づく警察庁幹部職への採用等の通知(幹部職員の任免について(通知))
- ・職員の兼業の許可に関する内閣官房令(昭和41年総理府令第5号)第2条及び第3 条に基づく(内閣総理大臣に対する)兼業許可申請書

(以上)

11 (98

百生 ( 歳)

利害関係企業等に対する求職承認申請書

- 阿家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり承認を 申請します。

再就職等監視委員会委員長(再就職等監察官) 級

- 血します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

職俸給表(

| 薩駿予定日 | 年 月 日 | ※ 府省等、行政執行法人又は蔥道鮮県等家の名称を記載すること

別記様式第1 (第3条関係)

1 中面和 (ふりがな) : 氏 名

在職機関告 官 職

現在の職務内容

# 〇内閣官房令第六号

令和二年十二月十八日で第九条の八第二項の規定に基づき、 び第九条の八第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。条及び第十二条並びに国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第八条の二第六項、第七項及び第九項並びに国家公務員退職手当法施行令職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第九条、第二十三条及び第二十五条並びに行政執行法人の役員の退職管理に関する政令 (昭和二十八年政令第二百十五号)第四条の二及(平成二十年政令第三百九十号)第四条、第十一

条 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成二十年内閣府令第八十三号)の(職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正) 職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令

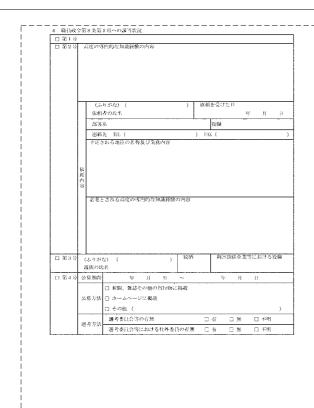
次の表により、 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。 一部を次のように改正する。

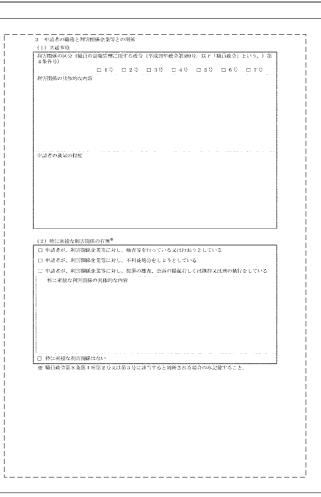
正

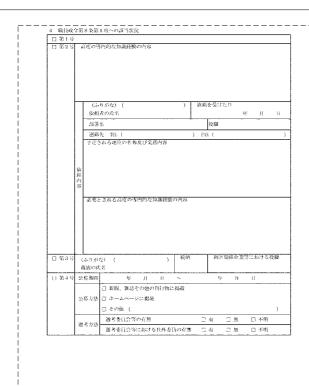
利害関係企業等に対する求職承認申請書 作 月 日(第 号) 再就職等監視委員会委員長(再就職等監察官) 繳 | 国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり承認を 申請します。 )中訪書及び添付書頭の記載事項は、事実に相違ありません。 (ふりがな) 氏 名 生年月11 (年齢) 日生( 歳) 在職機関等 所属局課(職名) 改 磁 職俸給表( 俸 給 現在の職務内容 | 課職予定日 | 保 月 日 ※ 府省等、行政執行法人又は都道解監警察の名称を記載すること 正 前

内閣総理大臣 菅

義偉







格吉関係の区分 4条各号)	(職員の退職管理に	関する政令	(平成20年	政令第389	B, CF	職員政令」	という。)	第
4061097	□ 15	□ 20	□ 3 5	□ 4 8	□ 5 %	□ 6 9	□ 7 Ø	
得害関係の具体								
申請者の裁量の	程度							
(2) 特に密接が	a利害関係の有無 <sup>施</sup>							
□ 申請者が、	同害関係企業等に対	し、検査等の	全行ってい	る又は行お	うとしてい	\$		
口申請者が、	利害関係企業等に対	し、不利益を	色分をしよ	うとしてい	ప			
	阿吉関係企業等に対		里在、公訴	の提起寄し	くは維持又	は用の執行	をしている	
特に密接な	利害関係の具体的な	的特						
	Relational Marketine							
- At the picture is		24 W 13 444.7 S	女当 ナスト	9100 大力 乙	時令のみご	地・トスニン		
	3 \$ \$ \$ 1 10 \$ 2 5 7							
	8条第1項第2号又							
<ul><li>□ 特に密接なり</li><li>※ 職員政令第</li></ul>	8条第1項第2号又							
<ul><li>□ 特に密接なり</li><li>※ 職員政令第</li></ul>	8条第1項第2号又							
	8条第1項第2号又							
	8条第1項第2号又							
	8条第1項第2号又							
	8条第1項第2号文							

報

1	E職機関 <sup>®</sup> 確認問	žį			
上記3に記載されている内容について、事実		とを証明する。			
年 月 ※ 上記1に記載の在職機関をする。	11				
28. (2001) CHEMICA ARCHITICA (2)					
再就職等監視委	員会(再連載等	監察官) 記入	N		
受刑番号					
処理結果区分					
□ 承認 (職員政令第8条第1項第1号該)					
□ 承認 (職員政令第8条第1項第2号該)					
□ 承認 (職員政合第8条第1項第3号該:					
<ul><li>□ 承認 (職員政令第8条第1項第4号談)</li><li>□ 平承認</li></ul>	1)				
□ 中下 (水器を必要としない)					
承認に際しての附帯条件					
承認又は不承認の理由					
承認番号		処理年月日			
処理機関コード			qs.	Я	- 11



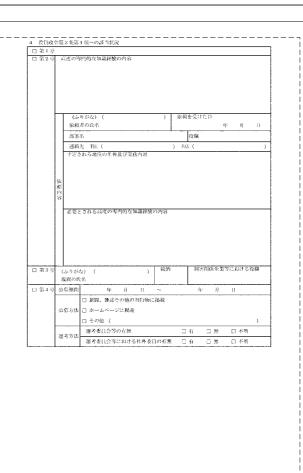
在最後間 <sup>6</sup> 確認例 上記2に記載されている内容について、事実に相違かないことを説明する。	3 要求文は旅館1-5 年度と雑席業資利企業等との契約等の関係 春戦していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務先資利企業等又はその子供人との契約に る要求文は統領
年 月 日 ※ 申請者が離職時に在職していた府省等、行政執行法人又は都道府県警察とする。	□ 該当する □ 該当しない 企職していた行政機関等において自らが決定した勤務光営利企業等又はその予法人に対する処分(行列)
A THE TO PRODUCE THE THE TAXABLE PRODUCE TO SERVICE THE TAXABLE PRODUCE THE TAXABLE PRODUCE TO SERVICE THE TAXABLE PRODUCE THE TAXABLE P	<ul><li>     被法 (平成5年法律第88分) 第2条第2号) に関する要求又は依頼     □ 該当する     □ 該当しない   </li></ul>
再張駿等監視委員会(再獻職等監察官)記入第 受理番号	4 要求文は旅館の対象となる役職員 氏 名 (ふりがな) (
	在職職的" 所添品果 (職者)
山 孫恩	官 職 等
□ 不承認	職務內容
□ 却下 (水泥を必要としない)	
来認又は不承認の理由	į
	※ 府省等、行政執行法人又は都道前監管祭の名称を記載すること。
<b>※選番号</b>	5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容
生現機関ロード 年 月 日	<ul> <li>□ 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する 務に関するもの</li> </ul>
	□ その他役職員の放射の余地が少ない職務に関するもの
	職務の内容及び職務に締る役職員の裁計の程度
	□ E記の2項目のいづなにも設当しない
	6 要求义は依頼の具体的な内容
į	
	7 その総参号事項
	į
i i	!
- 在原版門 <sup>9</sup> 新遊棚	3 東東又は極端する事項と難務を深利企業等との契約等の開係 を襲いていた。取動機関等において首も5時間まで応じて勤務を評判企業等又はそのでは人との契約には
在級関係認識	<ul> <li>在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先寄利企業等又はその子法人との規程に関 る要求又は依頼</li> <li>□ 該当する</li> <li>□ 該当しない</li> </ul>
在職種関 <sup>2</sup> 部設棚   一直2に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。   年 月 日 題	<ul> <li>在報していた自身機関等において自ちが締結を決定した勤務を資料を業等又はその予止人との契約による要求又は依頼</li> <li>□ は当ちる</li> <li>□ は当ちる</li> <li>□ は当ちる</li> <li>□ は当しない</li> <li>「在報していた自身機関等において自らが決定した勤務と評判企業等又はその予止人に対する処分(行政統定・行政会・可能外に対する処分) 第2条第2号、に関する要求又は金額</li> </ul>
在職種関 <sup>2</sup> 部設棚   一直2に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。   年 月 日 題	在職していた自我情間等において自ちが締結を決定した勤務を資金を入れるの予払人との契約による要求人は依頼     □ 該当る □ 該当しない     在職していた自我機関等において自ちが決定した勤務を評析を差を入れるの行法人に対する処分(行政・     被法(中域 5 中述非常減分)第 2 条第 2 号)に関する要求人は後報     □ 該当しない     □ 該当しない
在職場関係金融機 (自己とは記載されている内容について、作法に相談がたことを証明する。 年 月 日 衆 申記者が顕編時に信頼していた府名等、行政執行は人又は維治所効等をとする。 - 「再規等収載を付金(再成職等販売的)。記人構	<ul> <li>在観していた自身情間等において自ちが締結を決定した勤務を評判金券等又はその予払人との契約による要求以は依頼</li> <li>□ 遠当する □ 遠当しない</li> <li>在観していた自労機関等において自らか決定した勤務表決判金差等又はその予払人に対する処分(行成批上(中成3年)連申金券及又は依頼</li> <li>□ 武当する □ 武当しない</li> <li>□ 武当しない</li> <li>4 要求又は依頼の対象となる登職員</li> </ul>
在総種関係金融機 (本総種関係金融) (本総種関係金融) (本総種のでは、下次に確認がないことを証明する。 (本)	在観していた自身情間等において自ちが締結を決定した勤務を資料金業等又はその予払人との契約による要求又は依頼     □ は当する □ は当しない     在観していた自我情間等において自らが決定した勤務表決利金業等又はその予法人に対する処分(行政法)・「申する要太又は依頼     校出、(中成る中世市北部時) 第2条第2号)に関する要太又は依頼     □ は当する □ は当する     □ は当する     □ は当する     □ は当する     □ は当しない      ④ 要求又は依頼の対象となる登場は     『 求 (ふりがな)
在職種関係認識  - 流2とに記載されている内容について、事実に相違かないことを証明する。  年 月 日 康	
在職場関係金融機 (自己とは記載されている内容について、作法に相談がたことを証明する。 年 月 日 衆 申記者が顕編時に信頼していた府名等、行政執行は人又は維治所効等をとする。 - 「再規等収載を付金(再成職等販売的)。記人構	在観していた自身情間等において自ちが締結を決定した勤務を資料金業等又はその予払人との契約による要求又は依頼     □ は当する □ は当しない     在観していた自我情間等において自らが決定した勤務表決利金業等又はその予法人に対する処分(行政法)・「申する要太又は依頼     校出、(中成る中世市北部時) 第2条第2号)に関する要太又は依頼     □ は当する □ は当する     □ は当する     □ は当する     □ は当する     □ は当しない      ④ 要求又は依頼の対象となる登場は     『 求 (ふりがな)
在機関門等急欄	
在機関門等急欄	
在機関等急機 (流2とに記載されている内容について、事実に相違かないことを証明する。 年 月 日 泉 数 出語者が複雑時に存職していた府名等。行政執行法人又は都道府基準を上する。 (中漢職等監視を行会(行道職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会(行道職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会(行道職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会(行道職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会(行道職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会)(中漢職等監治官)記入韓 (中漢職等監視を行会)(中漢職等監治官)(中漢職等監治官)(中漢職等監治官)(中漢職等監治官)(中漢職等	
在機関門等級欄 ・	在職していた自身機関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのが加入との契約には     る要或とは感情     □ は当する □ は当しない     在職していた自身機関等において自らが決定した勤務を利力企業を大きな利益を対した。     を献生(中蔵5中連和総略が) 第2条第2号)に関する要求又は発揮     □ は当しない     □ はまない
在機関門等級欄 ・	在職していた自我機関等において自らが総結を決定した勤務を得金業等又れるの子良人との契約には     る要求 はは無い     「
在機関門等級欄 ・	在職していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業等以れるのでお人との契約に関
在機関門等級欄 ・	在報していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業等又れそのでお人との契約には
在機関門等級欄 ・	在職していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業等以れるのでお人との契約に関     ○ 成すしない     在職していた自我機関等において自らが決定した勤務を対金業を入せるのでは人に対する処分(自我法)(「成立・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育
在機関門等級欄 ・	在職していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業等以れるのでお人との契約に関     ○ 成すしない     在職していた自我機関等において自らが決定した勤務を対金業を入せるのでは人に対する処分(自我法)(「成立・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育
在機関門等級欄 ・	在職していた自我機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業等以れるのでお人との契約に関     ○ 成すしない     在職していた自我機関等において自らが決定した勤務を対金業を入せるのでは人に対する処分(自我法)(「成立・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育・日本教育
在機関門等級欄 ・	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在職職的等級網	在報していた自身機関等において自らが締結を決定した勤務を得象を着多スパネの予止人との契約に関     る要表 以は熱     □ は当する     □ は当しない     在報していた自身機関等において自らが決定した勤務を利力企業でしまってしない     在報していた自身機関等において自らが決定した勤務と利力企業でしまった。     □ は当しない     □ は当なが、は当ない     □ はない     □ はない
在職職的等級網	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在機関門等級欄 ・	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在機関門等級欄 ・	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在機関門等級欄 ・	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在職職的等級網	在報していた自身構関等において自らが締結を決定した勤務を得象を高を入れたのがお人との契約にある要求とは結構 □ はつまる □ はつまた □ はのまた □ は
在職職的等級網	在報していた自動機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業を入れるので払えとの契約にある要素とは称     □ 減当する    □ 減当したい     在報していた行政機関等において自らが決定した勤務を終わる利益を利力を表となりで発えに対する処分(行政統制、(本統)の事故を対した。    □ 減当する    □ 減当しない     4
在機関等急機	在報していた自動機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業を入れるので払えとの契約にある要素とは称     □ 減当する    □ 減当したい     在報していた行政機関等において自らが決定した勤務を終わる利益を利力を表となりで発えに対する処分(行政統制、(本統)の事故を対した。    □ 減当する    □ 減当しない     4
在機関門等級欄 ・	在報していた自動機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業を入れるので払えとの契約にある要素とは称     □ 減当する    □ 減当したい     在報していた行政機関等において自らが決定した勤務を終わる利益を利力を表となりで発えに対する処分(行政統制、(本統)の事故を対した。    □ 減当する    □ 減当しない     4
記立に記載されている内容について、年実に相違かないことを证明する。	在報していた自動機関等において自らが締結を決定した勤務を得金業を入れるので払えとの契約にある要素とは称     □ 減当する    □ 減当したい     在報していた行政機関等において自らが決定した勤務を終わる利益を利力を表となりで発えに対する処分(行政統制、(本統)の事故を対した。    □ 減当する    □ 減当しない     4

[-		
!	別記様式第3(第5条関係)	
	再就職者から依頼等を受けた場合の届出	
į	再級職等監察官 殿	)] It
	国家公務行法(昭和22年法律第120号)第106条の4第9項規定に基づき、下定のとおり加 この紹治者の記載事項は、事実に租連ありません。	出をします。
	1 福用者 (本的がな) ( 生年月日(年齢)	
į	氏名 年 月 日	E ( 🞉)
	在職機関 <sup>®</sup> 所以志潔 (確全) 字 職	
	※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。	
	要求又は依頼をした再破職者の氏名等     (ふりがな)(	
	(5 名 年 月 日	11.54
į		
į	<ul><li>- 御稿時の在職機関<sup>8</sup></li><li>※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。</li></ul>	
	3 要求又は依頼の内容	
ļ		
į	<u> </u>	
-	再就職等監察等記入欄	
	受理器均	
<u> </u>		
	別記集八第3(第5条旧稿)	
į	再就職者から依頼等を受けた場合の届出	
	- 中 - 神 - 神 - 神 - 神 - 神 - 神 - 神 - 神	I) II
	国家会務[]法 (明和22年法律第120号) 第106条の4第9項規定に基づき、下記のとおり年この紹告書の設備予算は、下版に相違ありません。	出をします。
	i	
	(ふりがな) ( ) 生年月日(年齢) 氏 名 第 年 月 日2	
1	在職機関※ 所属局部 (職名)	E ( 歳)
i	W Bb	E ( 🖓)
	字 職 ※ 所名等、行政執行法人又は都道府県等所の名称を記載すること。	E ( 🚳)
	<ul><li>※ 将省等、行政執行法人又は都道希別管等の名称を記載すること。</li><li>2 要求又は依頼をした再級職者の氏名等</li></ul>	E ( 🚳)
	<ul> <li>※ 府舎等、行政執行法人又は都道希当等物の名称を記載すること。</li> <li>2 要求又は依頼をした再議職者の氏名等</li> <li>(ふりがな)() 変求又は依頼が行われた日時氏、名</li> </ul>	
	源 所容等、行政執行法人又は推道系統階級の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再級維着の氏名等  (ふりがな) ( ) 要求又は依頼が行われた自時	
	<ul> <li>※ 府舎等、行政執行法人又は都道希当等物の名称を記載すること。</li> <li>2 要求又は依頼をした再議職者の氏名等</li> <li>(ふりがな)() 変求又は依頼が行われた日時氏、名</li> </ul>	
	<ul> <li>※ 所省等、行政執行法人又は都道希貨幣的の事券を記載すること。</li> <li>2 要求又は依頼をした再鎮障者の氏名等</li> <li>(ふりがな)(</li> <li>(ふりがな)(</li> <li>(本 内</li></ul>	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	遊 所省等、行政執行法人又は認道你貨幣級の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再職職者の氏名等 (かりがな) ( 安東又は依頼が行われた自時 年 月 日	
	選 所省等、行政執行法人又は福道存貨等級の名称を記載すること。  2 選求又は依頼をした再載職者の氏名等 (ふりがな) ( 東東又は依頼が行われた日時 京 月 月 別選及実行住金等の名称 役 職	
	選 所有等、行政執行比人又は認道疾病等性の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再破職者の氏名等 (ふりがな) (	
	選 所有等、行政執行比人又は認道疾病等性の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再破職者の氏名等 (ふりがな) (	
	選 所有等、行政執行比人又は認道疾病等性の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再破職者の氏名等 (ふりがな) (	
	選 所有等、行政執行比人又は認道疾病等性の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再破職者の氏名等 (ふりがな) (	
	選 所有等、行政執行比人又は認道疾病等性の名称を記載すること。  2 要求又は依頼をした再破職者の氏名等 (ふりがな) (	

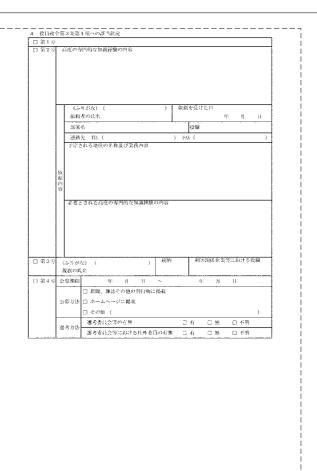
中語者の職務と利害関係企業等との関係 (1) 共通事項	病治版元第1 (第3 報照係)   利客関係企業等に対する求職承認申請書	
駅(親議の区分 (行政執行法人の役員の連襲管理に関する政令 (平成20年政令第390号、以下「役員政 合」という。)第2条各号)	利音関係企業等に対する水職係認申請者   年 月 用(第 号)	
□ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4	再與職等監視委員会委員長 檄	il
	独立学の企大人通知性(学校上年刊出版)(四分)第54条第二項において専用する国家企業(計画 (原和22年 注理第120分)第10条の3第2項第35の規程に基づ、ド記のとおり承認を申請します。 この申請与及定額付予額の記載を申は、字案に相違ありません。	
	1 中游名	
	(ふりがな) ( 生年) (年齢)	
用請客の機械の程度	15 名   中 月 日生( 歳)   在機関 <sup>4</sup>   夜江の隙	
	(株 総	改
	現在の職務内容	
	<b>健戦</b> 予定日 年 月 日	
2) 粋に密接な利害関係の有無 <sup>施</sup>	※ 行数執行法人の名称を記載すること。	
<ul><li>申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている</li></ul>	2 楽認の申請に係る利害関係企業等  「日 質利企業 - ロ その他の法人 - 本社所化地	非正
山 申請者が、利労関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	名	
<b>将に密接な利害関係の具体的な内容</b>	<b>業務內容</b>	
	地区に関する光器   中語の場	
	五	344
The College Co		後
□ 特に密接な利害関係はない ※ 役員政令第3条第1項第2号又は第3号に該当すると判断される場合のみ記載すること。	<u> </u>	
	1	il
	P.	- 11
	K	
	Ji	
1) 共通事項		
1) 児童年頃 守計関係の区分(行政執行法人の役員の道際管理に関する政令(平成20年政令道200号、以下「役員政 行という。)第2条条号)	別記版式第1 (第3 条関係)   利害関係企業等に対する求職承認申請書   年 月 日 (第 岁)	
1) 比値半項 計関係のに分(打液動行法人の夜社の退職管理に関する政令(平成20年次令第200号、以下「変社政 行」という。)第2条条号) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号	利害関係企業等に対する求職承認申請書	
1) 比値半項 計関係のに分(打液動行法人の夜社の退職管理に関する政令(平成20年次令第200号、以下「変社政 行」という。)第2条条号) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号	利害関係企業等に対する求職承認申請書 年 月 日(第 岁)	
1) 比値半項 計関係のに分(打液動行法人の夜社の退職管理に関する政令(平成20年次令第200号、以下「変社政 行」という。)第2条条号) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号	利害関係企業等に対する求職承認申請書 年 月 日(第 9)	
1) 比値半項 計関係のに分(打液動行法人の夜社の退職管理に関する政令(平成20年次令第200号、以下「変社政 行」という。)第2条条号) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 (第 号)  再試職等監視委員会委員長 機  強な行政法人適関法 (平成11年法律第163号) 第54条第1項において専用する財産公務計法 (昭和22年 法所第123号) 第10条の3第2項番1号の規定に基づき、下述のとおり水源を申請します。 この申請乃及び孫付予期の温展平和は、平英に相違ありません。	
申請者の議務と利害関係企業等との関係  1) 思確作項  (計画権の以外 行政機能法人の改員の連続管理に関する政令(平成20年政令第200号、以下「改員政 (1 という。)第2条件分  「1 9 □ 2 9 □ 3 5 □ 4 9 □ 4 0 □	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 第 岁)  再結輯等監視委任会委員及 機  強力自成法人通問法 (平成11年出作第103岁) 第54条第 1 項において専用する申求公務日法 (昭和22年 法律第120分 第10条至の3 第2 項第 4 号の規定に基づき、下近のとおり承認を申請します。 この申請力及び新付書類の記載年項は、宇実に相違かりません。  1 申込名  (ふりかな)( ) 生卯月1 (年齢)	
1) 担連申組 素問題がので、行政機計法人の役員の連続管理に関する政令(平成20年政令第280号、以下「役員政 日 さいう。)第2条各分) □ 19 □ 29 □ 35 □ 4号 素問期係の具体的な内容	利害関係企業等に対する求職承認申請書  「中 月 日 第 岁)  申結輯等監視委任会委任及 機  議会行義徒人通問告 (平成11年出席第103号) 第54条第 1 項において専用する印度公務付法 (昭和22年 法律第129号 第10条第03第2項第4号の規定に基づき、下近のとおり承認を申請します。 この申請存及び新付書類の記載率単位、事実に相違わりません。  1 申込者  「かりがな」( ) 生年月日 (年齢)  氏 名	
1) 担値が超 非関係が応く (主義権行法人の改員の連続管理に関する政令(当成20年政令第300号、以下(改員政 行 さいう。) 第2条分分 □ 1 9 □ 2 9 □ 3 9 □ 4 9 非関係の具体的な内容	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 第 岁)  再結輯等監視委任会委員及 機  強力自成法人通問法 (平成11年出作第103岁) 第54条第 1 項において専用する申求公務日法 (昭和22年 法律第120分 第10条至の3 第2 項第 4 号の規定に基づき、下近のとおり承認を申請します。 この申請力及び新付書類の記載年項は、宇実に相違かりません。  1 申込名  (ふりかな)( ) 生卯月1 (年齢)	
1) 担連申組 素問題がので、行政機計法人の役員の連続管理に関する政令(平成20年政令第280号、以下「役員政 日 さいう。)第2条各分) □ 19 □ 29 □ 35 □ 4号 素問期係の具体的な内容	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 第 岁)  再結輯等監視委任会委員長 機  議会行義法人通問告 (平成11年出作第163号) 第54条第 1 項において専用する申求公務員法 (昭和22年 法律第129号 第16条至の3 第2 項第 4 号の規定に基づき、下近のとおり承認を申請します。 この申請存及び新付書類の記載年項は、宇実に相違かりません。  1 申訪者  (ふりかな) ( ) 生卵月1 (年齢)  氏 名	- '
1) 上途年経 東部師師の区グ(主義権行法人の役員の連絡管理に関する政分(平成20年政令第390号、以下「役員政 1) 在いう。)第2条各分)	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日(第一分)  の試験等監視委託会委託基 機  議会記述出入範囲法 (中級1中法律部(の分) 第55条第1項において専用する印度の務計法 (帰和22年 法律部(20分) 前16条の3第2項番目をの規定に基づき、下級のとおり承認金申請します。この申請力及の総計書類の記載等項は、等36に指達かりません。  1 申請者  (5・9 がた) ( ) 年年月日(年齢)  氏 名	
1) 上途年経 東部師師の区グ(主義権行法人の役員の連絡管理に関する政分(平成20年政令第390号、以下「役員政 1) 在いう。)第2条各分)	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 第 号)  再減額等更要を任会を員長 機  強な行政法人延囲法 (平成1年出作第163号) 第3(条第1項において専用する申求公務員法 (昭和22年 法律第129号) 第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下近のとおり水設を申請します。 この申請与及び済行書類の記載を単位、平安に相違わりません。  1 申込者  (ふりがな) ( ) 生年月日 (年齢)  氏 名	- ' 改
1) 担連を担 禁制機が成分(主機権行法人の役員の連続管理に関する或令(不成20年政令第280号、以下「役員政 1) という。)第2条を3)	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日(第一岁)    時級職等監視委員会員技 機   議立行成法人通問法 (平成1年法律第183岁) 第54条第1項において専用する国家企務行法 (平和22年法律第182分) 第10条第03第2項第4号の規定に基づき、下近のとおり水源を申請します。この用語方及び部行書類の証案年程は、平底に相違かりません。  1 申請者   (5・9・5/な)( ) 年年月日(年齢) 年 月 日生( 章) 在職機関*	
1) 担当を担 (1) 20 年 (1) 20 年 (	利害関係企業等に対する求職承認申請書  年 月 日 第 号)  再減額等更要を任会を員長 機  強な行政法人延囲法 (平成1年出作第163号) 第3(条第1項において専用する申求公務員法 (昭和22年 法律第129号) 第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下近のとおり水設を申請します。 この申請与及び済行書類の記載を単位、平安に相違わりません。  1 申込者  (ふりがな) ( ) 生年月日 (年齢)  氏 名	
1) 担連申組 素問題がので、行政機計法人の役員の連続管理に関する政令(平成20年政令第280号、以下「役員政 日 さいう。)第2条各分) □ 19 □ 29 □ 35 □ 4号 素問期係の具体的な内容	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日(第一分)  の試験等型現委員会員技 機  議会自然某人範囲使 (平成11年)出席第184分)第58条第1項において利用する印度の領計法 (帰和22年) 法律第312分)第10条2の3第2項第 4分の規定に基づき、下級のとおり承認会申請します。この申請力及び移住者類の証券率項は、平均に相違かりません。  1 印度名  (本りかな) ( ) 年卯月日(年齢) 年 月 日年( 章) 長 名 連 年 月 日年( 章) 長 名 連 年 月 日年( 章) 長 名 東京の関係内容	
1) 担当を担 (1) 20 年 (1) 20 年 (	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 (第 男)    時級職等監視委員会員長 機	
1) 担当を招 禁制部係のなく 行政権行法人の役員の連続管理に関する或令 (平成20年或令第200号, 以下「役員政 1) という。) 第2条条93	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日(第一分)  の試験等配限委託会長技 機  激な行政法人通問法 (平成1)申決律部(の分) 第56条第1項において専用する印度の信法 (研和22年 法任命)20分 前16条の3第2任前4号の現実に基づき、下流のとおり水源を申請します。この申請力及の部付方類の記載を申付2、下次に指達かりません。  1 申請者  (かつかた)	
1) 北連和経 対照部の区分(決議行法人の役員の連続管理に関する或令(平成20年或令第390号、以下「役員政 1) という。) 第2条件分)	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 (第 号)  時該職等監股委員会員技 機  強な行政法人超関法 (平成1年法律部(85号) 第54条第 1 項において専用する国産金銭計法 (昭和22年 法律部23分) 第10条の3第2項第 1 号の規定に落づき、下近のとおり水源を申請します。 この申請方及び続付書組の証券を申抗、平底に相違かりません。  1 申請者  「(5・つぶた) ( ) 年年月日 (年齢) 年 月 日年 ( 歳) 在職機関* 役員の職 年 月 日年 ( 歳) 在職機関* 役員の職 年 月 日本 ( 歳) 2 年 日 日本 ( 歳) 2 年 日本 ( 歳) 2 年 日 日本 ( 歳) 2 年 日本 ( 歳) 2 年 日 日本 ( 歳) 2 年 日 日本 ( 歳) 2 年 日本 ( 歳)	
1) 北連和経 対照部の区分(決議行法人の役員の連続管理に関する或令(平成20年或令第390号、以下「役員政 1) という。) 第2条件分)	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日(第 号)  所該職等制度を行政を行政機  強な行政法人通明性(平成月年法律第163号)第5(条第1項において利用する用家公務付法(開和22年法律第15分)。 第16条 1項において利用する用家公務付法(開和22年法律第15分)。 第16条 2年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	
1) 北連和経 対照部の区分(決議行法人の役員の連続管理に関する或令(平成20年或令第390号、以下「役員政 1) という。) 第2条件分)	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	
1) 担当を担 (本語館を)ので、住政権行法人の役員の連続管理に関する或を(不成20年表金第200号、以下「役員政 1) という。) 第2条条分) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号 (中間係の具体的な内容 □ 4 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正
1) 共産権経済を経済に対し、保護では、不利金額の支援を持っている人は行わりとしている 日本語の政権の対象を支充に対し、保管学を行っている人は行わりとしている 日本語者が、利力関係の支援が立ち、不利金額分をしようとしている 特に安接な利力関係の以体的な内容 「おに安接な利力関係の以体的な内容」 日本語者が、利力関係を対策的係の以体的な内容	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正
1) 担当年記 連盟権権の対象 (主要権行法人の役員の連続管理に関する政令(平成20年政令第200号、以下(党員政 自, さいう。) 第2条を3)  □ 19 □ 29 □ 35 □ 4号  電問係の具体的な内容  □ 申請者が、利害関係を変勢に対し、権在等を行っている又は行おうとしている  □ 申請者が、利害関係を変勢に対し、不利後処分をしようとしている  特に依接を利害情報の具体的な内容	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正
1) 担当を担 (本語館を)ので、住政権行法人の役員の連続管理に関する或を(不成20年表金第200号、以下「役員政 1) という。) 第2条条分) □ 1 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号 (中間係の具体的な内容 □ 4 号 □ 2 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4 号 □ 3 号 □ 4	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正
1) 共連年日   1) 日本中日   1) 日本中日   1) 日本中日   1) 日本日   2) 特に密接な利力関係の有無 <sup>®</sup>   1 中語者が、利力関係企業等に対し、権力学を行っている又は行おうとしている   1 中語者が、利力関係企業等に対し、不利後数分をしようとしている   4)に密接な利力関係の具体的な内容	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正
1) 共産権経済を経済に対し、保護では、不利金額の支援を持っている人は行わりとしている 日本語の政権の対象を支充に対し、保管学を行っている人は行わりとしている 日本語者が、利力関係の支援が立ち、不利金額分をしようとしている 特に安接な利力関係の以体的な内容 「おに安接な利力関係の以体的な内容」 日本語者が、利力関係を対策的係の以体的な内容	利害関係企業等に対する東職承認申請書  中 月 日 第 労)  の減額等監股委員会員長 機  議会員成出入適関法 (平統1年)供給第1の労) 第56条第1所において専用する自定の得法 (研和22年) 証価第120分 新16条の3第2項番 号の規定に基づき、下述のとおり承認を申請します。 この申請力及の紹行時期の記載事項は、平36に指達ありません。  1 申請者  (かつかた) ( ) 年中月日 (平線)	正

報









化職していた行政報行法人等において目らか。	等との契約等の関係	
関する要求又は飲頼		企業等又はその子法人との契約
在職していた行政執行法人等において自らか	(注意) た製造生質創金業等	、該当しない Vけその がとしに計せる知会
成于続法(下成5年法律第88号)第2条第2	(号) に関する要求又は依頼	
	口 該当する 口	: 森当しない
4 要求又は依頼の対象となる役職員		
氏 名 (ふりがな)	(	
在職機関	所属局課 (職名)	
官職等		
膜筋内容		
And indicated the second of th	an de distribution Physics of the T	
条 府省等、行政執行法人又は暫道府県警察	の名称を記載すること。	
5 要求又は依頼の対象となる規約等事務の。	内容	
E 電気、ガス若しくは水道水の供給×は日		8の給付を受ける契約に関する
務に関するもの		
[] その他役職[[の裁量の余地が少ない職務		
職務の内容及び職務に係る役職員の設	(40.00年)	
□ 主記の2項目のいずれにも該当しない		
6 要求又は依頼の具体的た内容		
7 その他参考事項		
3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業 「存職していた行政執行法人等において自らか。	守との契約等の関係 (締結を決定した報路集学30.	金装等支性そのではよとの初ま
在職していた行政執行法人等において自らか 関する要求又は欽頼		
在職していた行政執行法人等において自らか 数手続法 (手成5年法律第885) 第2条第2	司 減当する 一日	2 終当しない

067	建磁等監視委員	0.80E P							q.	Л
PP.	无极等監視委員	37条目比 版								
律	建立行政法人通 第120号)第106 この申請書の記	条の4節5項第	16号の規定に	し基づき、						(IRI fii 22%
	申請者 りがな) (		)	生年月	II. 746	(25)				
(A)				1.350	11 (-1-	D16-2	gs.	J3	日生	( &)
	8先計利企業等	0. 6 W		<u></u>	12:	Ei		/1		( 687
3051	3万万利 E A 4	W.M. 144			18	414				
141	Mr. D. War C					,				
_=	格 先 TEL( 施先資利企業等	on W. Okrainsky		)	FAX	(			-	)
	推動的及び測定 献 H	植の状況	Jš	n susa	St. at. 65. 1	1 62				
涨		役員の職等	7,7	在職場部		10010		521	務内容	
	12.12	14.52-146.51	n	4:	Я	- 31			391 757	
			帕	<b>4</b> :	Я	11				
			16	et:	H H	11				
職職			n	91	-11	- 31				••••
(ji) 3			45	3µ.	Н	33				
年間			#1 RE	ap.	H H	11				
(条) の 在			n	q:	JI	11				
駿			#	q.	Л	ы				
状況等			0	41	Н	11				
30	-		自	44: 44:	<u>л</u> л	11				
			42	4:	Я	Ħ				
			- 報	4): 4):	Л Н	11				
						21				

在職していた行政執行法人等において自らが 関する要求又は依頼	解析を決定した動物	電影利金業等又はその子法人との契約
	□ 減当する	□ 減当しない
在職していた行政執行法人等において自らがお 改手続法(平成5年法律第88号)第2条第25		
	□ 該当する	□ 減当しない
4 要求又は依頼の対象となる役職員		
It 名 (ふりがな)		(
在職機則	所属局課(	職名)
官職等		
職務內容		
※ 府省等、行政執行法人又は都道府県弊称の	名称を記載すること	±.
e and to the hole-declare which there is a finite country decreased.	sór.	
<ul><li>要求又は依頼の対象となる契約等事務の内</li><li>電気、ガス若しくは水道水の供給又は11本</li></ul>		生の名 終の会長を登ける場合・m-+
日 起気、ガスイモくに水道水の砂箱火に日本 務に関するもの	were notice of Dilling	2001A300-1911778 X1751 X991-1919 7 3
<ul><li>ご その他役職員の環境の企地が少ない職務に</li></ul>	関するもの	
職務の内容及び職務に係る役職員の設量	の程度	
<ul><li>□ 上記の2項目のいずれにも減当しない</li></ul>		
E ME E AMOUNT TO TO TO TO		
6 要求又は依頼の具体的な内容		
7 その他参考事項		

			(第6号の規定に (実に相違ありま		10.10		1000			
_	申請者			生年月		153				
	9 15 to) (		)	1(14:1)	II OPE	\$(F)			15.00	7 (85)
I.			fi	<u>L</u>			qs.	Л	日生	( &)
961	8先封利企業。	340名格			122	職				
					1					
	絡 先 TEL 第先計利企業*		-	)	PAX	(				)
	準報時及U階 膜 H	機前の状況 年	Л	日曜様四	*の役員	の職				
	JAPR.	<ul><li>役員の職等</li></ul>		在職期間				科	務内容	
			H	年	Я	-11				
			46 FI	91 91	Л Л	- 11				
AN)			±6	41:	л	31				
職前			n	年	Л	11				
5年			46 ft	4)1 4)1	月月	31				
(統)			46	41: 41:	Н	11				
			rı	sj:	Л	11				
U)			48	sąs.	H	- 11				
の在職			() 46	41 91	H H	11 11				
の在職状況			n	华	Я	- 11				
の在職状			112							
の在職状況			竹	3 3	Я	- 31				
の在職状況				ह्य है । स्वर स्वर	Я Я Я	11				

別記錄式第3(第5条関係) 再計職表表	↑ こ 佐頼葉を受ける担合の足山 I	上記2に記載されている内容について	
丹妮職者7.	から依頼等を受けた場合の届出   ロード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年 月	II.
再就職等監察官 殿		※ 申請者が確機時に在職していた行動	攻執行法人とする。
ALLE WELL TRIBUTE (VICINI) AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF THE			
根マ行政法人加助法(平成日年法年 法律第120号)第106条の4第9項規定 この届出書の記載事項は、事実に相	(第103号) 第5(条第1項において単用する国家公務員法 (昭和22年) によづき、下記のとおり福用をします。 (対象) 5 世界	受理者号	再統職等監視委員会記入側
		<b>处理结果区分</b>	
<ol> <li>届出者</li> <li>(ふりがな)(</li> </ol>	) 生年月11 (年齢)	□ 水温 □ 不水路	
氏名	ηε .H. (1/E (	□ 卸下 (承認を必要としない)	
在職機関 <sup>®</sup> ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。	役員の職	承認又は不承認の理由	
2 要求又は依頼をした再建職者の氏名	İ	471.60	for different and
(ふりがな) (	) 要求又は依頼が行われた日時	水認番号 処理機関:フ・ド	
氏 名 勤務先営利企業等の名称	年 月 日 時 後 職		
<ul><li> 連稿時の在職機関<sup>3</sup></li><li> ※ 府省等、行政執行法人又は都道府!</li></ul>	<b>県容然の名称を記載すること。</b>		
3 要求又は依頼の内容			
0			
		1	
		1	
		i	
L			
受理番号	再就職等監察官犯入欄		
APRID V		i	
別於學式第3(第5条関係)			<b>小碗板河"成近極</b>
	から依頼等を受けた場合の届出	EA12で記載を含むているが特について年、月	、事実に相違がないことを証明する。
再就職者 #	から依頼等を受けた場合の届出 4: 月 ロ	Lat2に記載されている内容について   年 月   ※ 申请者が確議時に存職していた打	<ul><li>事実に相違がないことを証明する。</li><li>(i)</li></ul>
		44 対	<ul><li>事実に相違がないことを証明する。</li><li>(i)</li></ul>
再就職者が 再就職等監察官 反 無法行政法人通明法(平成11年法律 法律等120号)第166条の4第9項服定	年 月 日 ・第103号)第56条第1項において準用する国家公務員接(昭和22年 に3乗づき、下記のとおり届出をします。	年 月 ※中毒者が強減率に存職していた行	<ul><li>事実に相違がないことを証明する。</li><li>(i)</li></ul>
再就職者加	年 月 日 ・第103号)第56条第1項において準用する国家公務員接(昭和22年 に3乗づき、下記のとおり届出をします。	年 月 ※申請者が確縁時に存職していた行	、作家に相違かないことを証明する。   1:
再就職者名 再就職等數於官 股 號立官政治人並則进(平成1年法 技術第120号)第106至94第9項第2 二の福田寺の記載年頃は、事実に相 1 届田者	年: 月 日      電103分  第54条第1項において無用する国家公務員法(順和22年  に基づき、下記のとおり結出をします。    遊ありません。	年 月 ※申請者が確縁時に存職していた行 受理者と 受理者と 処理者と	、作家に相違かないことを証明する。   1:
再就職者が 再就職等監察官 Q 規定行政法人通測法 (平成1年法権 法律第120号) 第166条の4第9項原立 この福田書の記載年頃は、事实に相 1 届田君 (ふりがな)(	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日   日   日   日   日   日   日   日   日	年 月 第 申毒者が強減所に存職していた行 交理命と	、作家に相違かないことを証明する。   1:
再就職者名 所就職等監禁官 眨 樂立行政治人補則法(平成11年治権 法律第120分)第166素の4第9項原定 この編用書の記載年項は、事实に相 1 編用者 (ふつがな)( 氏 名	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年 に基づき、下記のとおり結出をします。 認ありません。 (2 (年間) 生年月日 (年齢) 類 年: 月 日生 ( 菜)	年 月 ※中清者が確縁的に存職していた行  交判者と  交判者と  参理は基本分  一 不必  一 月下 (本送を必要としない)	、作家に相違かないことを証明する。   1:
再就職者が 再就職等監察官 Q 規定行政法人通測法 (平成1年法権 法律第120号) 第166条の4第9項原立 この福田書の記載年頃は、事实に相 1 届田君 (ふりがな)(	年: 月 日 (第100号) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (昭和62年) に張うき、下記のとおり結開をします。 (認めりません。 (2) 生年月日 (年齢) (4) 年: 月 日生( 菜) (2) 程刊の職	年 月 第 申毒者が強減所に存職していた行 交理命と	、作家に相違かないことを証明する。   1:
再就職者名 所就職等監禁官 政 独立行政法人通明法(平城11年沿権 法律部120分)第166素の4第9項原定 (本のがな) ( 氏 名 作級機関 <sup>®</sup> ※ 有政機行法人の名称を記載すること	年: 月 日 (第103岁) 第56条第1項において運用する国家公務員法 (時和22年に基づき、下記のとおり結別をします。 (認めりません。 (2年月日 (年齢) 年 月 日生 ( 議) 操員の職 と、	年 月 ※ 申請者が確議所に存職していた行  交理券ン  英程語書区分  「不認 」 不承認 」 却下 (承認を必要としない)  承認又は不承認の理由	- 事実に相違かないことを証明する。 - 1:
再就職者が 所就職等監察官 砬 機立行政法人通明法(平城11年法権 法律第120分)第106表の4第9項原立 この福田書の法報・項は、事实に相 i 届田者 (ふつかな)( 氏 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 ② (ふつかな)( (。)( (ふつかな)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (	年: 月 日 (第109万) 第56条第1項において専用する国家公務員塾 (時和22年に集づき、下記のとおり届別をします。 ※ 歩りません。  ① 生生月 日 (年齢) 毎 月 日生 ( 歳) 設員の職 と、	年 月 ※中清者が確縁的に存職していた行  交判者と  交判者と  参理は基本分  一 不必  一 月下 (本送を必要としない)	・事実に相違かないことを証明する。
再就職者名 所就職等監禁官 股 独立行政法人補別法(「被11年沿標 法律第12の号) 第16年表の 4 第9 9 期原定 (本のかな) ( 氏 名 在職機関 <sup>19</sup> ※ 有政報行法人の名称を記載するこ。 2 要求文は依頼をした再就機者の氏を (ふのかな) ( (ふのかな) ( 氏 名	年: 月 日 (第103岁) 第56条第1項において専用する国家会務員数 (脳和22年に馬づき、下記のとおり結別をします。 (造ありません。 ( ) 生年月日 (年齢) 年: 月 日生 ( 環) 投員の職 と 名等 ( ) 要次又は仮転が日おれた日吟 ( ) 月 日 韓	年 月 ※申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と が対抗器区分 ご 不成器 □ 却ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	- 事実に相違かないことを証明する。 - 1:
再就職者が 所就職等監察官 砬 機立行政法人通明法(平城11年法権 法律第120分)第106表の4第9項原立 この福田書の法報・項は、事实に相 i 届田者 (ふつかな)( 氏 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 ② (ふつかな)( (。)( (ふつかな)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (。)( (	年: 月 日 (第109万) 第56条第1項において専用する国家公務員塾 (時和22年に集づき、下記のとおり届別をします。 ※ 歩りません。  ① 生生月 日 (年齢) 毎 月 日生 ( 歳) 設員の職 と、	年 月 ※申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と が対抗器区分 ご 不成器 □ 却ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。
再就職者名  所就職等監禁官 夏  徳之行政法人補則法(平成11年法権  法律第129分)第166表の4第9項原定 この福田書の志報 年重は、事实に相  1 福田春 (ふっかな)( 氏 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求文は保耐をした再級職者の氏を (ふっかな)( 氏 名  西藤田童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 ②	年 月 ※申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と が対抗器区分 ご 不成器 □ 却ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(当成1年3月株 法律部120分) 第10年春の4第9項形立 この統計外の記載平項は、事実に相  1 周用者 (ふりがな)( 氏 名  在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。  ② 要求又は保軽をした再破職者の氏を (ふりがな)( 氏 名  動務を注制企業等の名称	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 ②	年 月 ※申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と が対抗器区分 ご 不成器 □ 却ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再就職者名  所就職等監禁官 夏  徳之行政法人補則法(平成11年法権  法律第129分)第166表の4第9項原定 この福田書の志報 年重は、事实に相  1 福田春 (ふっかな)( 氏 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求文は保耐をした再級職者の氏を (ふっかな)( 氏 名  西藤田童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童童	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 ②	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成1年別権 法律部20分) 第106季の4第9項形立 この前1井の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ 2 要求又は保軽をした再就職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射化業等の名称  離職時の任職権関門  演 紹介等、行政執行法人又は都道的	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 ②	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成1年別権 法律部20分) 第106季の4第9項形立 この前1井の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ 2 要求又は保軽をした再就職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射化業等の名称  離職時の任職権関門  演 紹介等、行政執行法人又は都道的	年: 月 日 (第1037) 第96条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 ②	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成1年別権 法律部20分) 第106季の4第9項形立 この前1井の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ 2 要求又は保軽をした再就職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射化業等の名称  離職時の任職権関門  演 紹介等、行政執行法人又は都道的	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成1年別権 法律部20分) 第106季の4第9項形立 この前1井の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ 2 要求又は保軽をした再就職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射化業等の名称  離職時の任職権関門  演 紹介等、行政執行法人又は都道的	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成11年)結構(第120号) 第106季の4第9項形立 この前出界の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求又は保頼をした再破職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射企業等の名称  西線時のに保険期間 <sup>9</sup> 演 紹介等、行政執行法人又は都道別  変 紹介等、行政執行法人又は都道別	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成11年)結構(第120号) 第106季の4第9項形立 この前出界の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求又は保頼をした再破職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射企業等の名称  西線時のに保険期間 <sup>9</sup> 演 紹介等、行政執行法人又は都道別  変 紹介等、行政執行法人又は都道別	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成11年)結構(第120号) 第106季の4第9項形立 この前出界の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求又は保頼をした再破職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射企業等の名称  西線時のに保険期間 <sup>9</sup> 演 紹介等、行政執行法人又は都道別  変 紹介等、行政執行法人又は都道別	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。 - ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成11年)結構(第120号) 第106季の4第9項形立 この前出界の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求又は保頼をした再破職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射企業等の名称  西線時のに保険期間 <sup>9</sup> 演 紹介等、行政執行法人又は都道別  変 紹介等、行政執行法人又は都道別	年: 月 日 (第1037) 第56条第1項において専用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力のません。 (2 1 1 日生 ( 菜)	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。
再健職者名  所裁職等監治官 段  無点行政に入範則と(平成11年)結構(第120号) 第106季の4第9項形立 この前出界の記載平項は、事実に相  1 周田者 (ふりがな) 代 名 在職機関門 ※ 行政執行法人の名称を記載するこ。 2 要求又は保頼をした再破職者の氏名 (ふりがな) ( 氏 名  動務と注射企業等の名称  西線時のに保険期間 <sup>9</sup> 演 紹介等、行政執行法人又は都道別  変 紹介等、行政執行法人又は都道別	年 月 日 (第103%) 第5(条第1項において運用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力の) 生生力。 (年期日 (年齢) 第 月 日生 ( 議) 設計の職 と と (2年) 要次又は依頼が付けれた日時 明 月 日 時 登 報	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。
再就職者名 所就職等監絡官 政 独立行政法人通明法(平城11年沿権 送往第120分)第166素の4第9項原定 (ふかがな) ( 氏 名 在職機関 <sup>®</sup> 兼 有該執行法人の名称を記載するこ。 2 要果又は保証をした再就職者の氏令 (ふかがな) ( 次 名 動務先計判企業等の名称 離職等の任職機関 <sup>®</sup> 兼 解看等。行政執行法人又は都道的 3 要素又は保証の内容	年 月 日 (第103%) 第5(条第1項において運用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力の) 生生力。 (年期日 (年齢) 第 月 日生 ( 議) 設計の職 と と (2年) 要次又は依頼が付けれた日時 明 月 日 時 登 報	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。
再就職者名 所就職等監絡官 政 独立行政法人通明法(平城11年沿権 送往第120分)第166素の4第9項原定 (ふかがな) ( 氏 名 在職機関 <sup>®</sup> 兼 有該執行法人の名称を記載するこ。 2 要果又は保証をした再就職者の氏令 (ふかがな) ( 次 名 動務先計判企業等の名称 離職等の任職機関 <sup>®</sup> 兼 解看等。行政執行法人又は都道的 3 要素又は保証の内容	年 月 日 (第103%) 第5(条第1項において運用する国家公務員法 (限和22年に基づき、下記のとおり結出をします。 (認力の) 生生力。 (年期日 (年齢) 第 月 日生 ( 議) 設計の職 と と (2年) 要次又は依頼が付けれた日時 明 月 日 時 登 報	年 月 ※ 申請者が確縁所に存職していた行う 交理者と 交理者と 一 不必 二 不必 二 即ド (本認を必要としない) 承認又は不承認の理由	・事実に相違かないことを証明する。

する公共等・こく大地に成り手名での名称を引起する。 (9) 「作成者の練名及び氏名」欄は、追機理用記録を作成した者の機名及び氏名を記入する。  2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職(施行令第三条第五 写に掲げる者の退職を含む。以下同じ。)とを明確に区分するため、第一条第三項に規定する辞職の申用については、報費の配置等の事務の都合による退職である行明らかとな	透 職 の 理 由 の 記 録    作成年月日   年 月 日 日   日	改正
写に掲げる者の退職を含む。以下同じ。」とを明確に区分するため、第一条第三項に規定 する辞職の申出については、職員の配置等の事務の都合による退職である行明らかとな	l	i   
	弊名及び氏名	後
別記様式(第1条別係)(浜面)  (前号)  1 追踪理由記録の記人製領は、次のとおりとする。 (1) (作成を印月1) 欄は、過級理由記録を作成した日を記入する。 (2) (氏名) 欄は、職員の氏名を記入する。 (3) (活発力・響は、過級理由記録を作成した日を記入する。 (4) (職名) 螺は、退職時の解析を記入する。なお、管室官、海上保安官及び自衛官については、追職時の階級を括婚者で併記する。 (5) (「離を制理」、選集で明の定成の基礎となる動は期間(月甲化までとし、・月末端の確認は切り位でる。)を記入する。 (6) (「控用印月1) 欄は、退職年7月02歳の基礎となる動は期間(月甲化までとし、・月末端の確認は切り位でる。)を記入する。 (6) (「控用中月1日、開送・退職年7月1日、開大・退職年の定定の基礎となる存職期間に係る経済中月1日、収益時十日を記入する。 (7) (退職の理由・網は、職員が周年を終り当時で、当該事で令(傾和二十八年の合第二百十五次、以下「報行会」という。第二条を移りのうちの成立する分等を認入するとともに、当該職員の動成年数に応じて日本公本務目遺職平当法(昭和二十八年法律第百八十二分)第二条第一項、別里条第一項第二分又は司五条第一項第五分の創定のいずれかの条件を指定を指揮する。	別記様式 (第1条関係) (表面)  道 職 の 理 由 の 記 録  「作成年月日 年 月 日  氏 名 生年月日 年 月 日  過移官署 双は事務所 職 名  「採用年月日 遠職年月日  粉桃期間 年 月 日 年 月 日	改
2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職(履行合等:条第五 分に掲げる者の退職合きれ、以下同じ。)とを明確に区分するため、第3条第三項に規定 する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である首明ら かとなるよう得意されたい。	型職の理由 国家公務員退職手当法が行令第三条第 号 に掲げる者に該当 男 (国家公務員退職手当法第 張第 項第 号)	正 正 前

別記儀式第四(第2条関係)	別記儀式第三〈第2集関係〉 5月(本) 海 (中) 中	il
不認定通知書	認定通知書	
4: <b>H</b> H	器途印月日 年 月 日	
魔 (各名各庁の長等)	(各省名作の長等)	i
【文语命分: 】	【文功命分: 】	
当数から 年 月 目付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募 については、国家必獲員退職平当法第8条の2第3項及び第6項の規定により、選定をし ない旨の決定をしましたので、適知します。	質機から 年 月 目付けで申請のあった早期退機希望者の募集に係る応募 については、国家公務負退職下当康第8条の多第3項及び第6項の規定により、認定の決 定をしましたので、通知します。	改
不認定の増由	1 退職すべき期日又は期間	
	2 報号	
	(注)「1 追聴すべき期日又は期間」欄は、募集支監要項に追職すべき期日を記載した場合にあっては当済期日と、追職すべき期間を記載した場合にあっては当済期間内の期間又は期日を記入すること。	I
		- 後
別記載式的同(第2条団体)	現記權式第三(第2条開係)	
別記載式第四(第2条関係) 不認定通知書	观起媒式第三 (第2条関係) 認定通知書	
	TI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	
不認定通知書 年 月 日	認定通知書 認定印月日 年 月 日	
不認定通知書 年 月 日 	認定通知書 	
不認定通知書 年 月 日	認定通知書 認定印月日 年 月 日	
不認定通知書  年 月 日  (各名各方の長等)  (各名各方の長等)  (集)  (本名名方の長等)  (集)	認定通知書  認定項用 年 月 日  (各名各庁の長等)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
不認定通知書  年 月 日  (各名名声の長等)  (自)  (自)	認定通知書 認定年月日 年 月 日 	 d
不認定通知書  年 月 日  (各名名庁の長等)  (各名名庁の長等)	認定通知書  認定項用 年 月 日  総定年月日 年 月 日  総(各省各庁の長等)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	       ජ
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定通知書  認定項用日 年 月 日  (各名各庁の長等)  (各名各庁の長等)  (取から 年 月 日付けで申請のあった早期連職希望者の募集に係る応募 については、国家公務員組除予当店第1条の2第5項及び第6項の規定により、認定の決 定をしましたので、通知します。	 
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定通知書  認定項用日 年 月 日	
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定通知書  認定項用日 年 月 日  (各名各庁の長等)  (各名各庁の長等)  (取から 年 月 日付けで申請のあった早期連職希望者の募集に係る応募 については、国家公務員組除予当店第1条の2第5項及び第6項の規定により、認定の決 定をしましたので、通知します。	d.
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	I
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	I
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	I
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	I
不認定通知書  年 月 日 (各名各方の長等)	認定・例用 年 月 日 日	I

-	-	_
7	•	
		-

	募集及び	認定実施報告書	
	<i>57.</i> 7.0.0	POZEZNIKI III	
		5	14 月 日
内閣総理力			
		(各省各庁の長等)	
		101101111111111111111111111111111111111	
		【文書番号:	]
第5項に基 送付しまっ	規定する必要な方法を周知した。	もに、その認定に係る全ての募集実 募合にあっては、当該方法を含む。	
第5項に基 送付しまっ	規定する必要な方法を周知したけ す。 を受けた応募者の数		以下同じ。)を
第5項に 送付しまっ 1.認定を	規定する必要な方法を周知したけ す。 を受けた応募者の数		
第5項に 送付しまっ 1.認定を	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当議方法を含む。	以下同じ。) を
第5項に大 送付します 1、認定を 2、募集の	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当議方法を含む。	以下同じ。) を
第5項により 第6項によっ 1.認定を 2.募集の 別添1	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当議方法を含む。	以下同じ。) を
第5項(2) 第5項(2) 1.認定を 2.募集(2) 別添1	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当議方法を含む。	以下同じ。) を
第5項によっ 注付しまっ 1. 認定を 2. 募集3 別添1 別添2 別添2	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当議方法を含む。	以下同じ。) を
第5項によっ 注付しまっ 1. 認定を 2. 募集等 別添1 別添2 別添2	規定する必要な方法を周知した。 す。 安受けた応募者の数 実施要項	場合にあっては、当該方法を含む。 退職すべき期日又は期間	以下同じ。) を

退職すべき	き期日の決定通知書	
		年 月 Ⅱ
	(各省各庁の長等)	
	【文片香号:	1
貴殿の退職すべき期日については、 公務員退職手当法第8条の2第7項の別		したので、国家

	募集及び	<b>ド認定実施報告書</b>	
内閣総理	#大阪 	s	14 月
		(各省各庁の長等)	
			£
管する行 認定を受 第 5 項に	r政執行法人を含む。) において	)項の規定により、 年度に序 実施された早期退職希望者の募集及け さもに、その認定に係る全ての募集実 と思うになっては、当場を出る会す。	JP認定につい [施製項 (開発
送付しま 1. 認定	ごを受けた応募者の数	- Mineのアでは、日飲力はも含む。	M PIOC.
1. 認道		SETTLE OF STATE OF STATES	M Print Co.
1. 認道	でを受けた応募者の数	退職すべき期日又は期間	
1. 認道	でを受けた必須者の数 以実施実項		必要な方
1. 認定	でを受けた必須者の数 以実施実項		必要な方
1. 認定 2. 勞集 別添1	でを受けた必須者の数 以実施実項		必要な方
1. 認定 2. 募集 別添 1	でを受けた必須者の数 以実施実項		必要な方
1. 認定 2. 勞集 別添 1 別添 2 別添 3	でを受けた必須者の数 以実施実項	追喩すべき期柱又は期間	必要な方

別記様次差点 (第3条標像)

追職すべき期日の決定通知書

年 月 月

(令名各作の長等)

(の名名作の長等)

(の名作の長等)

(の名作

19111 = 1 1	
3 2 第 第 第 に 正二 一	
こよこ後 <b>条</b> 経 <b>条</b> 施 の る の の 過 行 <b>附</b>	別上標元第九(第7条開稿)
内改内様と措と期	退職すべき期口の変更通知書
閣正閣式の置の日則	и и н
房の房よ閣 閣	
分様 分る官 官	
の式のも房 房施に施の令 令	
行よ行との は	【文方香》: ]
のるのみ施 `	
際現 の で で の の の の の の の の の の の の の	貴嫂の温暖すべき期日は、国家公務員温暖下当边施行合第9条の8第2項の規定により、
にある。 現 日	以下のとおり変更することとしましたので、通知します。
あみあり	<b>愛史前</b> 年 月 □
るなる にから	退職すべき期日 変更後 年 月 日
職。二る施	<b>黎史同意日</b> 年 月 日
田から施行する。 現にある第一条の規である第二条の規である第二条の規定ある第一条の規定をある第一条の規定をある。	(注)「変更同意日」は、提問された退職すべき朔日の縦上げ同意方(別記帳元第七)又は 退職すべき朔日の繰上げ同意方(別記帳元第八)に記載されている年月日を記入する
題りを	Zee Control of the Co
管定の。	
埋に規定	
旦房るに	
令改よ	i i
様正る	
職管理官房令様式及び規定による改正前の行人の規定による改正前の行人の規定による改正前の行人の対策を対している。	
び行前	
旧 政 の 役 執 職	
員 行 員	i i
退まの	į
職管理官房令様式及び旧役員退職管規定による改正前の行政執行法人の外による改正前の行政執行法人の条の規定による改正前の職員の退職	
理役管理	
官 貝 埋	
ラ ・	
様職す	
にある旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、とみなす。とみなす。にある第二条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の除式(第三の日から施行する。	<u> </u>
よに関	
る関管田を展	別之後入第九(第7条側線)
が る 令	   退職すべき期日の変更通知書
に 内 の つ 閣 様	
関 様 式	作 月 日
て 房 (第	A total trail to
ては、第三 「第三	(各省年1の長等)
の間、これを(次項において「旧職	貴鰻の退職すべき期日は、国家公務員退職下当は施行令第9条の8第2項の規定により、
で 項 て	以下のとおり変更することとしましたので、通知します。
これお旧	変史的 年 月 日
れ れ を 取 て 員	連鞴すべき期日 変更後 年 月 日
取て員退	変更同意口 年 月 口
9繕 『旧 職 管	(注)「変更同意日」は、提出された連続すべき別日の統上呼同意者(別記録式第七)又は 連続すべき別日の議上が同意を(別記録式第八)に記載されている年月日を記入する
つ役管	SE.
( 貝 埋 使 退 官	
用職房	
す管令	
ると性が	
と 房 二	
て使用することができる。 員退職管理官房令様式」という。)に	
き式う	
る。	
を取り繕って使用することができる。いて「旧役員退職管理官房令様式」という。)による書類は、職員退職管理官房令様式」という。)による書類は、	<u> </u>
5 8	
。 書	
に よ は	
る	
書同	
繕って使用することができる。旧役員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条によ職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による書類は、同条による書類は、同条によって使用することができる。	<u> </u>
4	[
同る	

官

# 〇内閣官房令第八号

中国工作十二月二十五日 内閣総理大臣 菅 義偉の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施する法律の施行に関する内閣官房令を次のように定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令を次のように定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項第四項及び第六条第一項、第四項及び第三項第四項と対策を指

の施行に関する内閣官房令の施行に関する内閣官房の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を

(趣旨)

のある場合を除くほか、法及びこの内閣官房令の定めるところによる。場合については、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。次項において同じ。)に特段の定め規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第六条から第九条までの代報・「教官房内閣人事局(以下単に「内閣人事局」という。)の所管する法令に規定する手続等を、(大)

閣官房令の規定の例による。合いでは、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、法及びこの内合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、法及びこの内のを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場の閣人事局の所管する法令に規定する手続等(法第六条から第九条までの規定の適用を受けるもの閣人事局の所管する法令に規定する手続等(法第六条から第九条までの規定の適用を受けるも

**疋義**)

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規2 この内閣官房令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第二条 この内閣官房令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

めに用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録を一 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するた定する電子署名をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の定める技術的基第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る

(電子情報処理組織による申請等)

を関うしてでは、 の頂の見だこより申青等を行う替ま、入りする事質こつっての青根こ電子署名を行っ、当家電子 で加えられている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなけれ とされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなけれ とされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機がら入力して、申請等を行わなけれ はならない。 で加えている事項を、申請等を行う者は、当 第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当

法令(法律及び政令を除く。)の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければな署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければな前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子

の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、当該申請等を行う者が第一項の規定に基づき法令(法律及び政令を除く。)の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は

官

める場合

3

られる部分がある場合) (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認め

法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の定める技 (電子情報処理組織による処分通知等) 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、 行政機関等の使用に係る

知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を 政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、 方式とする。 次の各号に掲げるいずれ かの

第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

定めるところによる届出 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と 前各号に掲げるもののほか、 行政機関等の定める方式

認められる部分がある場合) 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場

処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認

項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。 機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項又は当該事項第十条 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項(電磁的記録による縦覧等) 第十一

(氏名又は名称を明らかにする措置)

て送信されるものに限る。以下この条において同じ。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とのは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せ第十二条 法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるも

- 法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名又は行政機関等が定める方式とする。 法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、

2

3

電子署名又は行政機関等が定める方式とする。

第十三条 は、 (委任

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項十三条(この内閣官房令に定めるもののほか、内閣人事局の所管する法令に規定する手続等を、電 行政機関等が定める。

則

(施行期日)

1

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令(昭和四十一(人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正)この内閣官房令は、公布の日から施行する。 年総理府令第一 号 の 部を次のように

第三条の二を削る。改正する。

2

## 別記様式第一(第1条関係)

# 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(各省各庁の長等			応募年		年		日
			応募申	申請者			
	务員退職手当法第 	第8条の2	2第3項の規定	至により、こ	の度の早期	退職希	望者
の募集に応募をし	<b>します。</b>						
1 内質なみで		首生につ	117				
. = 34 = 7 =		24711		<i>F</i>	п <b>т</b> ~		
募集の期間	年	月	日から	年 月	日まで		
退職すべき							
期日又は期間			<b>—</b> — — — — — — — — — — — — — — — — — —	***			
備考	認定等の各通知	について	電子媒体(メ	ール等)に』	にる通知可		
(注)「募集の期	  間」及び「退職	すべき期	日又は期間」	 は、「募集実	 施要項」に	記載さ	れて
いる期日・非	期間を記入するこ	<u>:</u> と。					
2 応募申請者に	こついて						
ふりがな			所	属			
氏 名			職	名			
級号俸	俸給表[	]	級	号俸			
生年月日	年	月 日	年 1	齢	歳		
(注) 4	F 月 日野	見在で記入	、すること。	<u> </u>			
※各省各庁の長	<b>等記入欄</b>						
<b>∞</b>	年 月	日	受理番号				
受理年月日	1 /1		文柱田刀				
交埋年月日	1 /1		文柱留力				

事 務 連 絡 令和2年11月16日

各府省政策担当部局長 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し

日頃より当事務局の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて、法令、告示、通達等(以下「法令等」という。)に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針、法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表等(以下「見直し方針等」という。)について、下記のとおり取りまとめました。各府省等は、見直し方針等に基づき、書面・押印・対面の見直しを行うようお願いします。

また、特定の府省の職員にのみ適用される法令等に基づく手続については、当該法令等を所管する府省において、見直し方針等を参考に法令等の改正も含めた見直しを実施するようお願いします。

なお、各府省が独自に会計手続、人事手続等において書面・押印・対面を求めており、 各府省の裁量により見直すことが可能なものについては、見直し方針等を参考に見直し の徹底を図っていただくようお願いします。特に、押印を求めている手続については、 永年勤続表彰の表彰状を除き、押印を不要とすることが徹底されるようお願いします。 各独立行政法人は、見直し方針等を参考に、書面・押印・対面の見直しについて適切に 対応を行っていただくようお願いします。

本件につきまして、管下の独立行政法人にも御連絡いただくようお願いします。

記

1 法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針(別紙1)

- 2 法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧 表(別紙2)
- 3 会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府 省共通課題への考え方(別紙3)
- 4 会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の 見直し事例 (別紙4)

## 法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における 書面・押印・対面の見直し方針

別紙2「法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての 一覧表」の手続について、以下のとおり見直しを行う。

- 各府省等は、書面・押印・対面の見直しに当たっては、別紙3「会計手続、人事手続等 の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方」を踏 まえることとする。
- 各府省等は、制度官庁が書面・押印・対面を見直すこととした手続(既に書面・押印・対面が不要とされている手続を含む。)について、内部規程において書面・押印・対面を求めているものがあれば、内部規程を改正する。各府省等は、制度官庁において法令等の見直しがなされた場合に速やかに対応することができるよう準備を進め、内部規程の見直しは、原則として、年内に行う。
- 各府省等は、制度官庁が押印を見直すこととした手続(既に押印が不要とされている手続を含む。)については、押印を行わないことを徹底する。なお、押印の見直しに当たって、情報システムの整備等が必要なものについては、早急な対応を行うこととする(例えば、試行実施済の勤務時間等を管理する情報システムの本格的な運用開始など)。
- 各府省等は、制度官庁がオンラインによる手続を可能としているものについては、原則として、オンラインにより手続を行うこととする。なお、情報通信技術を活用した行政の 推進等に関する法律(デジタル手続法)に基づく主務省令によりオンラインの手続を行う 場合、同法及び主務省令に則って手続を行うこと。

内 閣 官 房 行 政 改 革 推 進 本 部 事 務 局 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

## 会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う 各府省共通課題への考え方

以下は、会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の、書面・押印・対面の見直しに伴う各府 省に共通する課題についての考え方を整理したものである。

- I 手続のオンライン化について
  - (1) 既存の情報システムの利用
  - (2) 電子メールの利用
    - ① 各府省とその職員との間で送受信する場合
    - ② 各府省と事業者等との間で送受信する場合
  - (3) 新規の情報システム (簡易な web サイトの形式を含む) の導入・利用
- Ⅱ 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について
  - (1) 各府省が受け付ける書面の場合
  - (2) 各府省が交付する書面の場合
- Ⅲ その他

#### I 手続のオンライン化について

各府省は、会計手続、人事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しに伴いオンラインにより手続を行う場合、その手法として以下の3つの手法が考えられる。

(1) 既存の情報システムの利用

例:会計手続における「政府電子調達システム (GEPS)」の利用

例:各府省の職員からの申告・申請受付機能(「人事・給与関係業務情報システム」 等の利用)

(2) 電子メールの利用

例:会計手続の請書等に係る事業者等との電子メールの送受信

(3) 新規の情報システム (簡易な web サイトの形式を含む) の導入・利用

例:各府省のホームページにおける外部からの簡易な申請受付機能

各府省は、オンライン化に当たっては、以下のような考え方を原則とする。その際、オンライン化対象手続の担当部局は、各府省 PMO 及び政府 CIO 補佐官(各府省担当)の支援、助言を受けるほか、必要に応じて内閣官房 IT 総合戦略室に相談する。

- 各府省は、書面・押印・対面の見直しに伴いオンライン化により手続を行う場合には、まず、 (1) 既存の情報システムの利用、を検討する。
- 既存の情報システムに必要な機能が備わっておらず新機能の導入には費用対効果が見合わない場合等において既存の情報システムの利用が困難な場合は、次に、(2)電子メールの利用、を検討する。
- 短期間に多人数の申請を受け付ける場合等における業務効率性や、本人確認の厳格性の観点から、電子メールの利用が困難な場合には、次に、(3) 新規の情報システム(簡易な web サイトの形式を含む)の導入・利用、を検討する。

なお、以下のような場合は、直ちにオンライン化することは困難と考えられる (この場合の考え方は、後述「II. 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について」で整理している)。

- 事業者等外部(休業等中の職員を含む)と各府省との間の手続であって、各府省の相手方の 通信環境の事情等により、相手方が、オンライン手続(情報システム、電子メール)ではな く書面手続を求めている場合
- 地方機関等において個々の職員に端末が配備されていない等、各府省のシステム利用環境が 不十分な状況で手続が行われる場合

#### (1) 既存の情報システムの利用

各府省は、書面・押印・対面の見直しに伴いオンライン化により手続を行う場合は、まず既 存の情報システムの利用を検討することとなる。

既に試行を実施済の情報システムについては、費用対効果の判断等、速やかに本格的な運用 開始に向けた対応を行う。

また、各府省共通の既存の情報システム(例えば、「政府電子調達システム(GEPS)」、「人事・給与関係業務情報システム」)について、特に、システムの利用率が低い場合には、以下の考え方で対応する。

- 共通システムを利用する府省において、システム利用環境の整備、府省内の各部局への研修等による操作習熟の強化、事業者等への情報提供等を通じ、これまで以上の利用促進に取り組むことが必要である。
- 共通システムを所管する府省においては、システムの利便性の向上を図るとともに、システムの習熟性向上や事業者等への利用促進方法等についての各府省への周知をこれまで以上に行う。また、共通システムを所管する府省は、府省毎のシステムの利用状況の公表等についても積極的に検討することが必要である。特に「政府電子調達システム(GEPS)」を所管する総務省では、
  - ▶ 事業者等への「政府電子調達システム(GEPS)」の利用促進方法として、電子契約は印紙が不要になることを説明し、電子契約ができない事業者等にはその理由を確認するなどの対応をすることで、電子契約数を増加させている事例を各府省に提供
  - ▶ 「政府電子調達システム (GEPS)」において官庁会計システム (ADAMS II) と連携し、各府省会計課による ADAMS II の入力行為を不要とするための事前実施事項の各府省への周知をさらに推進

などの取組をさらに進めるとしており、「政府電子調達システム (GEPS)」を利用する各府省においても、総務省と連携した利用促進に取り組むことが必要である。

● 上記の対応を円滑に進めるために、内閣官房行政改革推進本部事務局は、各府省共通の情報システムの次期更改に向け、情報システムを利用する府省の意見等を受け付け、情報システムを所管する府省に対し、当該意見等の情報提供を行うこととする。情報システムを所管する府省は、当該意見等について、次期システム更改におけるユーザビリティ改善を実施する際の検討事項として整理する。

#### (2) 電子メールの利用

各府省は、上記(1)の既存の情報システムの利用が困難な場合は、電子メールの利用を検討することとなる。ただし、業務効率性や本人確認の厳格性の観点から、電子メールの利用が困難な場合は、新規の情報システム(簡易な web サイトの形式を含む)の導入・利用(下記(3)参照)を検討する。

その際、電子メールの利用の検討に当たっては、以下の考え方で対応する。

#### ① 各府省とその職員との間で送受信する場合

各府省とその職員との間で書面・押印でやりとりされていた手続については、押印を不要とした上で、各府省のセキュリティポリシーに則って行われる政府機関内部のイントラネットにおける電子メールの送受信に置き換えることが可能と考えられる。

ただし、極めて秘匿性が高いと判断される情報については、添付ファイルを暗号化(パスワード付 zip 等)し、メール本文には記載しないといった措置を講ずるなど、各府省のセキュリティポリシーに則った対応が必要である。また、パスワードを付す場合には、当該パスワードを事前に取り交わしておく方がより望ましい。

なお、休業等中の職員との間で、政府機関内部のイントラネットによらずに電子メール を送受信する場合は、下記②の考え方に準じた考え方で、オンライン化が可能である。

(注) AES-256 形式等安全性が確認された暗号化方式を使った zip を推奨。

#### ② 各府省と事業者等との間で送受信する場合

各府省は、契約書等、実印と合わせ印鑑証明による印影の照合を行う必要のある書面の作成以外の手続については、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」((令和2年11月16日、内閣府規制改革推進室・内閣官房IT総合戦略室・内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえれば、押印を不要とした上で、電子メールの送受信に置き換えることが可能と考えられる。

また、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」によると、「電子メールを利用する場合、当該手続の性質等に照らし、必要に応じて、面談・電話等による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り、現地調査等により本人確認が補完されると考えられる」。

また、上記①②のいずれの場合においても、各府省が電子メールで行政文書を電子的に交付する場合には、当該行政文書に、責任者・担当者の氏名、文書番号等を記載し、相手方の必要に応じ、電話又は電子メールでその行政文書に関する確認を行えるようにすることで、その行

政文書の真正性を確保することが可能である。

なお、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)第3条第9号に規定する処分通知等を電子メールで行う場合は、デジタル手続法第7条の規定が適用される。この点も含め、上記①②について、各府省から個別の実務例に照らした問合せが多かったものについては、後述「(参考)会計手続、人事手続等の各府省の内部手続のオンライン化の際の電子メールの利用に関するQ&A」で整理している。

(3) 新規情報システム (簡易な web サイトの形式を含む) の導入・利用

各府省は、利用できる既存の情報システムがなく、かつ、業務効率性や本人確認の観点から電子メールの利用も困難な場合は、新規の情報システム(簡易な web サイトの形式を含む)の導入・利用を検討することとなる。

その際の検討に当たっては、以下の考え方で対応する。

● クラウド技術を活用した簡易な web サイトの形式の電子申請システム等、比較的短期間・低予算での導入・利用が可能な情報システムの導入を検討する。例えば、各府省の職員と事業者等がこれまで書面と認印等でやりとりをしてきた手続について、各府省のホームページに簡易な申請受付機能を設け、ID・パスワードを発行された者がアップロードできるようにする手法がある。

#### Ⅱ 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について

#### Iで前述のとおり、

- 事業者等外部(休業等中の職員を含む)と各府省との間の手続であって、各府省の相手方の通信環境の事情等により、相手方が、オンライン手続(情報システム、電子メール)ではなく書面手続を求めている場合
- 地方機関等において個々の職員に端末が配備されていない等、各府省のシステム利 用環境が不十分な状況で手続が行われる場合

は、直ちにオンライン化することは困難と考えられる。

このため、当面の間は、書面による手続が残存することになるが、書面への押印をしない こととした場合、その書面の真正性をどのように確保するかについては、以下の考え方で対 応する。

#### (1) 各府省が受け付ける書面の場合

各府省が事業者等から書面を受け付ける場合、

- 継続的な取引関係がある場合は、書面に、責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載を 求め、必要に応じ、電話等でその書面に関する確認を行い、確認した日時等の記録を 保存すること
- 新規に取引関係に入る場合は、上記に加え、本人確認情報(氏名、住所等及びその根拠資料としての運転免許証の写し等)を入手し、その入手過程(郵送受付等)の記録を保存すること

を、書面の成立の真正を証明する手段として利用することが可能である。なお、事業者等の代表者印の代替手段として、事業者等の負担を増やすことになる委任状の提出を求めることは適当とは言えない。

一方、人事手続等において、各府省が職員から書面を受け付ける場合、日常的なやり取りの中で本人確認は行えているため、長期休業等のために本人確認の必要性が特に高い等の事情がない限り、上記のような電話等による確認は不要である。

#### (2) 各府省が交付する書面の場合

各府省が事業者等に対して書面を交付する場合、書面に、責任者・担当者の氏名、連絡 先、文書番号等を記載することにより、事業者等の必要に応じ、電話又は電子メールでそ の書面に関する確認を行えるようにすることが可能である。 なお、事業者等から書面への押印を求められる場合が考えられるが、この場合、各府省は、相手方に対して、各府省共通の取扱いとして押印を行わないこととしている旨説明し、各府省の責任者及び担当者の氏名及び連絡先や文書番号を記載するなど、相手方の必要に応じ、書面の真正性を確認できるようにすることにより、不要な押印を見直すこととする。例えば、外部の者を委員に委嘱するに際して、当該外部の者の所属組織(事業者等)の内部手続に必要であるとして委嘱状等に押印を求められる場合において、このような対応が想定される。

一方、人事手続等において各府省が職員に交付する書面についても、必要に応じ、文書 番号等を記載することが必要である。

### Ⅲ その他

会計検査院の「計算証明規則」に基づき、各府省が提出を求められる書類については、各府省は、会計検査院が発出した事務連絡「計算証明制度に係る書面の扱い、押印等の見直しなどについて」(令和2年11月10日)を参照することとする。

(参考 「会計手続、人事手続等の各府省の内部手続のオンライン化の際の電子メールの利用に関する Q&A」)

問1 処分通知の到達(相手方の電子計算機に備えられたファイルへの記録)について、電子 メールによる到達に関する考え方はどのようなものか。電子メールのやりとりでは、「ファイ ルへの記録がされたとき」というのが確認できないのではないか。

デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)においては、「電子情報処理組織を使用する方法」に電子メールも含まれうるため、デジタル手続法第7条(電子情報処理組織による処分通知等)第3項の「当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受けるものに到達した者とみなす」の規定は、電子メールのやりとりにも適用される。

「電子計算機に備えられたファイル」が具体的にどの部分かについては、各個別の情報システムの内容等に基づき、どの時点において意思表示が相手方の支配領域に入ったものとみなせるかという観点で特定することになるが、電子メールの送受信だけで、「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を確認することは困難である。

このため、電子メールで処分通知を行う際には、事前に相手方に対し、電子メールの返信又は電話による到達確認を求めることとし、「処分通知について一定期間の間に電子メールの返信又は電話による到達確認ができない場合には、デジタル手続法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法で処分通知を行うことについての同意がなかったものとする」との条件を付すことが考えられる。

#### (参考)

#### 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

#### 2 (略)

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を 受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等 を受ける者に到達したものとみなす。

#### 4~5 (略)

問2 各府省が事業者等との間の手続を電子メールで行う場合、継続的なやり取りになる前の 最初の段階で、事業者等との間で何を行う必要があるのか。

各府省は、事業者等と継続的なやり取りになる前の最初の段階では、電子メールを受け取った 後の面談・電話等による事後のやりとりにより、本人確認が補完されると考えられるが、必要に 応じ、加えて、以下のような手法で確認を行うことも考えられる。

- ・事前に電子メールアドレスの登録を求め、当該アドレスのメールであることを確認する
- ・電子メールや添付先に連絡先を明記してもらい、メールや電話等で確認を行う

問3 各府省が事業者等との間の手続を電子メールで行う場合、相手側にセキュリティ対策を 求める必要はあるのか。

各府省は、秘匿性の高い情報をやり取りする場合には、事業者等に添付ファイルを暗号化(パスワード付zip等)し、メール本文には載せないといった方法を求めることが望ましい。

(注) AES-256 形式等安全性が確認された暗号化方式を使った zip を推奨。

問4 事業者等から電子メールを受信するとき、パスワードは、電子メールのほか、添付ファイルにも付与する必要があるか。大量のメールを受け付ける職員のパスワード解除作業が過大にならないよう配慮してほしい。

事業者等に求める電子メールのセキュリティ対策は、手続の内容、やり取りする情報の秘匿度の程度に応じたものとすべきであり、必要性の低いものにまで一律の対応が求められるものではない。

問5 事業者等から電子メールで受け付けることが困難な大量の添付書類は、郵送としてよいか。

電子メールで受信できる容量を超える添付書類については大容量メディア(DVD等)の郵送として差し支えない。ただし、大量の添付書類の受信が例外的なケースではない場合、大容量のファイル交換システムの導入や電子メールの受信容量を増加することが必要である。

問6 事業者等との間で送受信した電子メールについて、保存する必要のある行政文書の考え 方を整理してほしい。また、添付ファイルを保存し、電子メール本文は廃棄してよいか。

内閣府大臣官房公文書管理課によると、行政文書の管理の考え方は以下のとおりである。

- ・まず、事業者等とのやり取りについて、紙媒体・電子媒体のいずれの媒体で行った場合でも、文書管理上の扱いは変わらない。「行政文書の管理に関するガイドライン」 (平成23年4月1日内閣総理大臣決定)により、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとしているところであり、同ガイドラインに沿って策定された各省行政文書管理規則等に従って、適切に保存等を行う必要がある。
- ・電子メールの取扱いについては、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」 (平成31年3月25日内閣総理大臣決定)に基づく「電子メールの選別及び保存の手順について」(令和元年8月30日内閣府大臣官房公文書管理課)に示されており、電子メールが合理的な跡付け・検証に必要となる行政文書に該当するか否かの判断は、電子メール本文に加え、電子メールに添付された文書を含めて一体的に行うことが必要である。
- ・ただし、電子メール本文に記載された情報が添付ファイルに含まれている場合等、当該添付ファイルのみの保存で足りることもあり得る。その際、添付ファイルにパスワードが設定されている場合には、必要に応じファイルを格納する共有フォルダへのアクセス制限などでセキュリティを確保しつつ、パスワードが記載された電子メール等を併せて保存するか、当該添付ファイルの暗号化を解除した上で保存する必要がある。

なお、上記の行政文書の管理の考え方とは別の観点として、各府省とその職員との間で書面・ 押印でやりとりされていた手続を電子メールの送受信に置き換えるに当たって、本人確認・証 跡(ログ)管理の観点から、必要に応じて、電子メール本文を保存することは考えられる。 問7 事業者等に電子メールを送信するときは、担当者のほか代表者又は責任者にも送信する 必要があるのではないか。

事業者等とのトラブルを防止するため、複数の者に電子メールを送信することが望ましい。

各府省職員による電子文書の改ざん防止対策としては、証跡(ログ)管理、変更履歴の保存、 アクセス制限の強化などが考えられる。